

経費支出手続の不備及び備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>東高等学校</p>	<p>下記のDXハイスクールAV機器一式の購入において、既存物品の廃棄に係る費用が含まれていたにもかかわらず産業廃棄物の処理業の許可がない事業者が発注し、当該費用を支出していた。 また、産業廃棄物の廃棄に係る費用について委託料で支出すべきところ備品購入費で支出していた。</p> <p>契約名称：DXハイスクールAV機器一式 1 契約金額：1,737,340円（総額） 2 納品日：令和6年11月20日</p> <p>さらに、上記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 884 1623 1138"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品種</th> <th>品目</th> <th rowspan="2">当初受入年月日</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>(注)未定</td> <td rowspan="2">令和6年11月20日</td> <td rowspan="2">一式</td> <td rowspan="2">(注)未定</td> </tr> <tr> <td>(注)未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)複数の物品で構成されており現時点での登録内容は未定</p>	品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	商品名	機械器具類	(注)未定	令和6年11月20日	一式	(注)未定	(注)未定	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 (事業者の処理) 第12条 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項並びに次条第5項から第7項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>
品種	品目		当初受入年月日				数量		金額					
	商品名													
機械器具類	(注)未定	令和6年11月20日	一式	(注)未定										
	(注)未定													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）